

「貯めチャオ」約款

第1条（約款の適用範囲）

株式会社エイチ・アイ・エス（以下「当社」といいます）がおお客様との間で締結する代金分割前払い方式または代金前払い方式による当社発行の商品券購入契約（以下「貯めチャオ」契約といいます）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

2. 当社お客様との間で書面によりこの約款の定めと異なる特約を結んだ時は、前項の規定にかかわらずその特約が優先します。

第2条（「貯めチャオ」契約の定義及び種類）

この約款で「貯めチャオ」契約とは、当社発行の商品券の購入にあたり、その代金を分割前払いまたは前払いすることをいい、その種類は、次に掲げるものをいいます。

(1) 毎月払いコース

商品券代金を毎月均等分割して、お客様指定の金融機関口座から自動引き落としでお支払いいただくコースです。

(2) ボーナス併用払いコース

商品券代金を分割して毎月及び1月と7月または6月と12月にボーナス加算分を増額して、それぞれ均等にお客様指定の金融機関口座から自動引き落としでお支払いいただくコースです。

(3) 一括引き落としコース

商品券代金全額を一括して、お客様指定の金融機関口座から自動引き落としでお支払いいただくコースです。

(4) 一括払いコース

商品券代金全額を、お客様が指定するお支払い日に一括して当社指定の金融機関口座に振込でお支払いいただくコースです。

(以下、上記(1)(2)のコースを「分割払いコース」といい、このコースの商品券代金の各回毎の支払分を「割賦金」といいます。また、(3)(4)のコースの商品券代金を「一時払い金」といいます。)

第3条（契約のお申し込み）

当社に「貯めチャオ」契約のお申し込みをしようとするお客様は、前条に定めるいずれかのコース（以下「お支払いコース」といいます）を選択の上、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。

第4条（契約の成立）

「貯めチャオ」契約は、当社が前条の申込書を受理した後、当社が承諾した時に成立します。

第5条（クーリングオフ制度）

お客様が、当社及び当社代理店（以下「取扱店」といいます）の店頭以外で「貯めチャオ」契約を申し込まれた場合、または「貯めチャオ」契約を締結された場合は、お申し込みの日を含めて8日間は当該契約の申し込みの撤回または当該契約の解除（以下両者をあわせて「申し込みの撤回等」といいます）をそれぞれ書面により行うことができます。

2. 前項の申し込みの撤回等の意思表示をしようとするお客様は、所定の契約変更届に所定の事項を記入し、申込書に押印された印と同一の印を押して取扱店へ提出して下さい。この場合は、契約変更届を取扱店が受領した時に申し込みの撤回等の効力が生じます。

3. 第1項の申し込みの撤回等の意思表示を郵便等の方法でしようとするお客様は、お客様の住所・氏名及び当該契約の申し込みの撤回等を行う旨を明記し、申込書に押印された印と同一の印を押した書面を取扱店に、お申し込み日を含め8日以内に書留郵便で発送して下さい。この場合は、その書留郵便に付された消印日で申し込みの撤回等の効力が生じます。

4. 当社は、第1項の規定に基づいて申し込みの撤回等が行われた場合に、お客様からすでに商品券代金の一部または全部のお支払いを受けているときは、お支払いを受けた金額全額を遅滞なくお客様指定の金融機関口座へ振込にて払い戻いたします。この際、お振込にかかる費用はお客様の負担とさせていただきます。

第6条（商品券代金等）

商品券代金は、お客様の希望する商品券の券面額より、お支払いコースに応じてあらかじめ当社の定めたサービス額を割り引いた金額とします。

2. 分割払いコースを選択されたお客様は割賦金を、また、一括引き落としコースを選択されたお客様は一時払い金を、それぞれ申込書において当社が指定した支払日に預・貯金口座自動振替の方法により、当社にお支払いいただきます。また、一括払いコースを選択されたお客様は、申込書においてお客様が指定した支払日までに一時払い金を一括して当社指定の金融機関口座へ銀行振込の方法によりお支払い下さい。
3. 前項に規定する当社が指定する各支払日のうち最初の支払日は、第3条に規定するお客様のお申し込みが毎月15日までになされた場合には特段の事情がない限り翌月の27日となり、毎月16日以降月末までになされた場合には申込日の翌々の27日になります。
4. 当社は、預・貯金口座自動振替の方法によるお支払いの場合には、お客様の預・貯金通帳に記帳された記録をもって、一括払いの銀行振込の方法によるお支払いの場合には、銀行の発行する振込金受領書をもって、それぞれ商品券代金の領収書に代えさせていただきます。

第7条（割賦金または一時払い金遅滞の場合の措置）

分割払いコースでは、お客様の指定した預・貯金口座から、お支払い日に資金不足等の理由により割賦金の引き落としができないときは、翌月のお支払い日に前回の未払いの割賦金をあわせて引き落とします。

2. 一括引き落としコースでは、お客様の指定した預・貯金口座からお支払い日に資金不足等の理由により一時払い金の引き落としができないときは、翌月のお支払い日に再度一時払い金を一括引き落としいたします。

第8条（商品券のお引き渡し）

当社は、お客様が第6条第2項の定めに従い、商品券代金全額のお支払いを完了された場合は、一括引き落としコース及び一括払いコースの時にはお客様が申込書において指定した期間満了日の翌日から起算して30日目にあたる日までに、分割払いコースの時には最終のお支払いがあった日の翌日から起算して30日目にあたる日までに、お客様の申し込まれた商品券を当社からお客様へ送付する方法によりお引き渡しいたします。

2. 当社が前項の定めによりお客様に送付した商品券が、お客様が当社への住所変更通知を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により到着しなかった場合、当社は商品券の引き渡しの遅延に関して責任を負いません。また、お客様の責めに帰すべからざる事由により商品券が到着しなかった場合でも、発送日より10年を経過してもお客様から連絡がないときは、当社は商品券の引き渡しの責めを免れます。

第9条（契約の変更）

お客様は、いつでも当社に申し込まれた商品券の券面額を、別表にしたがって算出した金額に減額することにより、割賦金の支払いを中止して（「一括引き落としコース」「一括払いコース」の場合には預入期間を短縮して）当該商品券を引き取ることができます。この場合に商品券のお引き渡しは、お客様からの契約変更届が当社に到着した日から45日以内に、当社からお客様へ送付する方法によりお引き渡しいたします。

2. 前項の商品券の引き渡しには、第8条第2項の規定を準用いたします。
3. 第1項の定めによる「貯めチャオ」契約の変更の申し入れについては、所定の契約変更届に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。
4. 第1項で定める場合を除いては、お客様は「貯めチャオ」契約において定めた購入商品券の券面額、商品券代金、割賦金の額、割賦金の支払期間、お支払いコースを変更することはできません。
5. 第1項に定める変更があった場合、「毎月払いコース」「ボーナス併用払いコース」については、変更の効果は、当月15日までに契約変更届が提出された場合は当月から、当月16日以降に提出された場合には翌月から生ずるものとします。

第10条（契約の解除）

お客様は、当社が当社の責めに帰すべき事由により申し込まれた商品券のお引き渡しができなくなったときは、当該「貯めチャオ」契約を解除することができます。この場合当社は、「一括引き落としコース」「一括払いコース」についてはお支払いいただいた商品券代金と、その商品券代金に対し支払われた日から払戻日までの間について、法定利率（本約款発効日現在：年3%）を乗じて算出した金額の合計額を、またその他のコースについてはお客様がそれまでに支払った割賦金の総額と各割賦金に対して各支払われた日から払戻日までの間について法定利率（本約款発効日現在：年3%）を乗じて算出した金額の合計額を、お客様指定の金融機関口座に振込にて払い戻します。

2. 当社は、お客様が割賦金のお支払いを遅滞された場合は、お支払いを書面で催告の上、なお一定期間内に割賦金のお支払いがなかったときには当該「貯めチャオ」契約を解除することができます。この場合、お客様は当社との間で、それまでにお支払いいただいた割賦金の合計額を商品券代金とし、別表にしたがって算出される券面額の商品券の購入契約を新たに締結したものとみなし、お支払いいただいた割賦金はその全額をこの新たな商品券購入契約の代金に充当させていただきます。

この場合、商品券はお客様に解除の通知を発送した日から30日以内の当社が指定する日以降に、当社からお客様へ送付する方法によりお引き渡しいたします。

3. 前項の商品券の引き渡しには、第8条第2項を準用いたします。

4. 天災事変、暴動、官公庁の命令その他お客様と当社のいずれの責めにも帰し得ない事由により本約款に基づく債務を履行することができなくなったときは、お客様または当社は当該「貯めチャオ」契約を解除することができます。この場合の精算方法については別途協議して決定します。

第11条（切り捨て計算）

当社は第9条第1項及び第10条第2項により、別表に定める係数をもって商品券金額等を算出する場合、1,000円未満の金額については切り捨て計算をいたします。1,000円未満切り捨ての結果、契約の変更・解除の場合に券面額がすでにお支払いいただいた総額を下まわることがあります。

第12条（申込書記載事項の変更）

お客様は、当社に提出した第3条に規定する申込書に記載した氏名、住所、電話番号、振替口座等に変更があったときは、直ちに所定の変更届出書に変更事項を記入の上、当社に通知しなければなりません。お客様が申込書記載事項変更の通知を怠ったことに起因してお客様に不利益が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

2. お客様が氏名または住所を変更した場合に前項の通知をしなかったときは、お客様が申込書、変更届出書等に記載された最も新しい氏名、住所宛に発した通知は、お客様に到達したものとみなします。

第13条（権利譲渡の禁止）

「貯めチャオ」契約に基づき、お客様が取得する当社に対する権利は、譲渡、質入れ等の処分をすることができません。

第14条（商品券の効力等）

お客様が「貯めチャオ」契約に基づき購入された商品券は、一部の商品を除き当社取扱商品についてその券面に相当する現金の支払いと同様にご利用いただけます。ご利用いただけない商品等商品券の取扱いについては、当社商品券取扱条件によります。

2. お客様が「貯めチャオ」契約をお申し込みいただいた時点において当社が取扱いしていた商品及び取扱店舗について、その後当社の都合によりお客様に通知することなく取扱いを取りやめることがあります。

3. 商品券利用によるご旅行がお取り消しになった場合、商品券にてお支払いいただいた金額については、取消料等の費用を差し引いた金額を商品券にてお返しいたします。なお、1,000円未満については現金にてお返しいたします。

第15条（業務委託）

当社は、「貯めチャオ」契約における預・貯金口座自動振替に係わる業務を、下記に委託します。

株式会社オリエントコーポレーション 東京都千代田区麴町五丁目2番地1

第16条（合意管轄裁判所）

当社とお客様は、「貯めチャオ」契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第17条（約款の改正）

この約款は、お客様の個別の承諾を得ることなく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改正することがあります。変更の告知後に、お客様が「貯めチャオ」契約に基づくお支払いをされた場合または商品券にて当社所定の取扱商品を購入された場合は、改正に同意されたものとみなします。

附則 本約款は2022年1月1日より効力を発します。

別表

第9条第1項及び第10条第2項の規定により商品券の金額を算出する場合、商品券金額はすでにお支払いいただいている割賦金総額または一時払い金にそれぞれお支払い期間または預入期間に応じて下記係数を乗じて算

出した金額（1,000円未満は切り捨て）といたします。なお、お支払い済み月数または預入月数が12ヶ月未満の場合は、サービス額はつきません。

支払方法/回数・期間	1～11	12～23	24～35	36～47	48～59
一括引き落としコース・一括払いコース	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04
毎月払いコース・ボーナス併用払いコース	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04

